

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう

# 地域福祉権利擁護事業

ち いき あん しん く て つだ  
 地域で “安心” して暮らせるようお手伝いをします



どのようなひとが  
 つかえるの？

- にん ち しょうじょう こう れいしゃ 認知症状のある高齢者
  - ひと り く こう れいしゃ 一人暮らしの高齢者
  - こう れい しゃ か そく 高齢者のみの家族
  - ち てきしょうがい 知的障害のあるひと
  - せいしんしょうがい 精神障害のあるひと
  - しんたいしょうがい 身体障害のあるひと
- ・・・など

このようなことで  
 困こまっているとき、  
 ご利用りようください。

- ふくし りよう 福祉サービスを利用したいけど、  
 どうすればよいかわからない…
- ふくし り ようりよう びょういんだい 福祉サービス利用料や病院代、  
こうねつ すい ひ など し ぼら 光熱水費等の支払いができない…
- にちじょうてき かね かん り ふ あん 日常的なお金の管理に不安がある…
- よ きん つうちょう たい せつ しょうい 預金通帳やハンコ、大切な書類の  
お ば しょ おち だ 置き場所を思い出せない…



くさつ ししゃきょう  
 草津市社協キャラクター  
 ふくちゃん



しゃかい ふく し ほうじん  
 社会福祉法人

くさ つ し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい  
 草津市社会福祉協議会

## 地域福祉権利擁護事業ってなに？

判断能力が十分でないため、毎日の暮らしのなかで、福祉サービスの利用の仕方や手続きがよく分からなかったり、日常のお金の管理が不安なひとが地域で安心して生活を送れるように支援するものです。

## どのようなことをお手伝いしてくれるの？

### 福祉サービスの利用援助

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、助言をします。
- ・福祉サービスの申し込み、契約時の立会いや代弁をします。
- ・福祉サービスの利用料金を代行して支払います。
- ・福祉サービスの苦情を解決するための手続きをします。

### 日常的金銭管理サービス

- ・暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- ・年金や福祉手当の受け取りの手続きをします。
- ・税金や公共料金、日用品購入などの支払い手続きをします。
- ・医療費の支払い手続きをします。
- ・銀行や郵便局で預貯金の出し入れをします。

### 書類などの預かりサービス

大切な財産の管理が困難な場合、その財産を金融機関の貸金庫で保管します。

### お預かりできるもの

年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印  
その他、草津市社会福祉協議会が認めた書類



## どのようなひとがお手伝いしてくれるの？

あなたをお手伝いするのは、社会福祉協議会の自立生活支援専門員と生活支援員です。

### ★自立生活支援専門員とは？

悩みごとの相談を受けて、あなたの意向に沿った適切な支援計画を作成し、契約までのお手伝いをします。

### ★生活支援員とは？

契約の内容に沿って、定期的に訪問します。福祉サービス利用の手続きや預貯金の出し入れをします。



## お金はかがるの？

相談や支援計画の作成にかかる費用は、無料です。福祉サービス利用手続きや金銭管理などのサービスを利用する際は有料です。

サービス区分	利用単位	利用料
福祉サービス利用援助	1回 (2時間以内)	1,000円
日常的金銭管理	6か月 (財産安全管理)	1,000円

## 一度利用するとやめられないの？

お手伝いがいらなくなったら、いつでもやめることができます。また、支援計画の内容を変えることもできます。

草津市社会福祉協議会や、自立生活支援専門員、生活支援員は、この契約の期間中に知り合ったあなたに関する秘密を守ります。また、この契約が終わった後も同じです。



# 権利擁護事業の手続きの流れです



**草津市社会福祉協議会事務所**

**住所：**草津市大路2丁目1-35  
(キラリエ草津4階)

**電話：**077-562-0084  
**FAX：**077-566-0377